

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

選挙管理委員会

ページ

○宮城県議会議員補欠選挙の期日等

一

○宮城県議会議員補欠選挙における選挙長及びその職務代理者

一

○宮城県議会議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時

一

○宮城県議会議員補欠選挙における公職選挙法第九十四条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額

一

○直接請求に要する選挙権を有する者の数(二件)

一

○開票事務と選挙会事務とを併せて行わないこと

二

○宮城県議会議員補欠選挙における選挙長の事務を行う場所

二

○宮城県議会議員補欠選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時

二

選挙管理委員会

○宮選管告示第五十三号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十四条第一項の規定により、宮城県議会議員補欠選挙(東松島選挙区)を次のとおり行う。

平成二十九年五月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

一 選挙期日 平成二十九年五月二十八日

二 選挙すべき議員の数 一人

○宮選管告示第五十四号

平成二十九年五月二十八日執行の宮城県議会議員補欠選挙(東松島選挙区)における選挙長及びそ

の職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十九年五月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

選挙長 仙台市青葉区向陽台二丁目二八番二二号

榎 澤 宏 行

同職務代理者 仙台市青葉区旭ヶ丘一丁目四二番一

佐 藤 天 星

○宮選管告示第五十五号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定により、平成二十九年五月二十八日執行の宮城県議会議員補欠選挙(東松島選挙区)における選挙会の場所及び日時は次のとおりとする。

平成二十九年五月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

一 場所 石巻市東中里一丁目四番三二号

宮城県石巻合同庁舎

二 日時 平成二十九年五月三十日

午前十時

○宮選管告示第五十六号

平成二十九年五月二十八日執行の宮城県議会議員補欠選挙(東松島選挙区)における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第九十四条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額は次のとおりである。

平成二十九年五月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

候補者一人につき 金六、六九二、八〇〇円

○宮選管告示第五十七号

平成二十九年五月十八日現在における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十九年五月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数
三八、九五四

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数
三四三、四六二

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数
東 松 島 選 挙 区 一 一、二一六

○宮選管告示第五十八号

平成二十九年五月十八日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八條第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。
平成二十九年五月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

三四三、四六二

○宮選管告示第五十九号

平成二十九年五月二十八日執行の宮城県議会議員補欠選挙（東松島選挙区）における開票の事務を選挙会の事務に併せて行わないものとする。
平成二十九年五月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

○東補選告示第一号

平成二十九年五月二十八日執行の宮城県議会議員補欠選挙（東松島選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。
平成二十九年五月十九日

宮城県議会議員補欠選挙東松島選挙区

選挙長 栢 澤 宏 行

石巻市東中里一丁目四番三三号 宮城県石巻合同庁舎

○東補選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十九年五月二十八日執行の宮城県議会議員補欠選挙（東松島選挙区）における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。
平成二十九年五月十九日

宮城県議会議員補欠選挙東松島選挙区

選挙長 栢 澤 宏 行

一 場 所 石巻市東中里一丁目四番三三号 宮城県石巻合同庁舎

二 日 時 平成二十九年五月二十五日 午後五時